

廃棄物・リサイクルに関する用語

あ行

■安定型最終処分場

性質が安定しており、生活環境上の支障を及ぼすおそれが少ない、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず、廃プラスチック類、ゴムくずの処分を対象としており、遮水構造を有していない。

■委託基準

排出者事業者が産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する際の基準で、廃棄物処理法で規定されている。（書面契約義務等）

■NPO（Non Profit Organization）

不特定多数の利益の増進を目的とする任意のボランティア団体や市民活動団体のこと。「営利を目的としない民間組織」と訳される。

■大阪湾フェニックス計画（大阪湾圏域広域処理場整備事業）

近畿2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の最終処分を大阪湾の埋立により行い、造成した土地を有効活用する事業。広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿圏の地方自治体、港湾管理者が出資して昭和57年に設立された大阪湾広域臨海環境整備センターが事業を実施している。本県では御坊圏域以北の19市町が処理対象区域となっており、和歌山下津港北港に建設されている和歌山積出基地において廃棄物の受入が行われている。

か行

■拡大生産者責任（EPR:Extended Producer Responsibility）

生産者が、自ら製造した製品が消費された後に廃棄物となった時まで責任を負うという考え方。

■合併処理浄化槽

し尿のみを処理する単独処理浄化槽とは異なり、台所や風呂、洗面、洗濯水などの生活雑排水も合わせて処理する浄化槽。

■家電リサイクル法

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）が正式名称。家庭等から排出される使用済み家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）について、減量化やリサイクルを促進するため消費者、小売業者、製造業者等の役割分担を明確にし、小売業者による回収や製造業者等による再商品化などの回収・リサイクルシステムを規定している。

■環境機動捜査隊（エコポリス）

不法投棄等の環境犯罪の取締の徹底と迅速な対応を目的に全国に先駆けて和歌山県警内に設置された捜査隊。

■管理型最終処分場

浸出水によって公共用水域等を汚染する可能性のある廃棄物を処分する処分場で、遮水構造、浸出水処理施設を有している。

■きのくに環境モニター

市民ボランティアが廃棄物の不法投棄等のモニタリング（見回り等）を行うとともに、不法投棄を発見した時には警察に通報する制度。和歌山県警が各警察署ごとに委嘱している。

■グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

■グリーン購入法

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）が正式名称。再生資源を利用した製品等、環境負荷を低減する製品の市場を創出・発展させることを目的とし、国及び地方公共団体等が率先して環境に優しい物品を購入することを規定している。

■建設副産物

建設工事に伴い副次的に得られる物品で、再生資源及び廃棄物となるものを含む。再生資源とは、副産物のうち原材料として利用できるもの又はその可能性のあるもので、例えばコンクリート塊は廃棄物であると同時に、再生資源としても位置付けられる。なお、建設発生土は再生資源であるが、廃棄物ではない。

■建設リサイクル法

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）が正式名称。建設工事受注者による分別解体及びリサイクル、工事の発注者や元請業者などの契約手続き等が規定されている。

■公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

容器包装リサイクル法に基づく再商品化を円滑に実施するために設立された公益法人。主務大臣の指定を受けて、市町村からの容器包装の引取業務と、特定事業者（ガラスびんやペットボトルを製造もしくは使用して製品を販売している事業者）からの再商品化業務を受託しリサイクルを行う。

■小型家電リサイクル法

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）が正式名称。デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を図るための国の基本方針や再資源化計画の認定、産業廃棄物処理業許可の特例を定めている。

さ行

■サーマルリサイクル

再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）をできる限り実施した後、発電や温水利用等により熱回収を行うリサイクル。

■災害廃棄物

地震や津波等の災害によって発生する廃棄物・被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物。

■災害廃棄物処理計画

市町村が災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理し、住民の生活環境の保全に努めつつ都市機能の早期回復を図るための処理計画。具体的には、周辺市町村との相互協力体制、廃棄物処理に必要な資機材の備蓄、がれき等の一時保管場所である仮置場の配置計画及びし尿・生活ごみ・がれき等の処理計画などを含む。

■最終処分場

廃棄物の埋立処分を行う施設のことで、その構造により、安定型、管理型、遮断型に区別されている。

■産業廃棄物（20 品目）

	種 類	代 表 例 ・ 内 容
あらゆる事業活動に伴うもの	燃 え 殻	石炭がら、灰かす、コークス灰、産業廃棄物の焼却残灰、炉清掃排出物等
	汚 泥	工場排水等の処理後に残る泥状のもの、各種製造業の製造工程において生ずる泥状のもの、ビルピット汚泥、上水汚泥、下水汚泥等
	廃 油	鉱物性油及び動植物性油脂に係るすべての廃油、廃潤滑油、廃切削油、廃溶剤類等
	廃 酸	廃硫酸、廃塩酸、有機廃酸類をはじめとするすべての酸性廃液
	廃 アルカリ	廃ソーダ液をはじめとするすべてのアルカリ性廃液
	廃 プラスチック類	合成高分子系化合物に係る固形状及び液状のすべての廃プラスチック類、ポリ塩化ビニールくず、ポリエチレンくず、合成繊維くず、合成ゴムくず、廃タイヤ等
	ゴ ム く ず	天然ゴムくず
	金 属 く ず	鉄くず、プリキ・トタンくず、銅線くず、切削くず、缶類等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空き瓶類、板ガラスくず、ガラス繊維くず、破損ガラス、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、陶器・磁器くず、レンガくず等【本文では、「ガラス陶磁器くず」と略した】
	鋳 さ い	高炉・電気炉等からの残さい（スラグ）、キューポラ溶鋳炉のノロ、不良鋳石、鋳物廃砂等
	が れ き 類	工作物の新築、改築及び除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
ば い じ ん	焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの	
特定の事業活動に伴うもの	紙 く ず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に係るもの
	木 く ず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②木材又は木製品製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの ③貨物の流通のために使用したパレットに係るもの（業種による限定はなく、あらゆる事業活動に伴うものが該当）
	織 維 く ず	①建設業（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る）に係るもの ②繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの
	動 植 物 性 残 さ	食料品製造業、飲料・飼料製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係るもの
	動 物 ふ ん 尿	畜産農業に係るもの
	動 物 の 死 体	畜産農業に係るもの
	動 物 系 固 形 不 要 物	と畜場、食鳥処理場において、とさつ等あるいは食鳥処理した獣畜等に係る固形状の不要物
産業廃棄物処理法施行令第2条第13号に定めるもの	上記19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの	

なお、これら以外に海外から輸入された廃棄物も産業廃棄物である。

■資源有効利用促進法

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）が正式名称。製品の製造段階における 3R 対策、設計段階における 3R の配慮、分別回収のための識別表示、製造業者による自主回収、リサイクルシステムの構築など、事業者として取り組むべき事項が規定されている。

■自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）が正式名称。廃車となる自動車のリサイクル及び適正処理を図るため、所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者の役割を規定している。

■遮断型最終処分場

周辺をコンクリートで仕切る等、廃棄物を周辺から隔離する形の処分場で、鉛や水銀等の有害物質を含む特定有害産業廃棄物の処分を行う。

■集団回収

市民団体等による収集において、市区町村が用具の貸出、補助金等の交付等により関与しているものをいう。

■循環型社会

天然資源の消費が抑制され、環境への負荷[※]ができる限り低減される社会。廃棄物の発生を抑制し、排出された廃棄物についてはできるだけ資源として循環的な利用を行い、どうしても循環的な利用が行われないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される。循環型社会形成推進基本法で規定されている。

※「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるもの。環境基本法で規定されている。

■循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）

循環型社会の形成に関する基本原則を規定した法律。

■食品リサイクル法

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）が正式名称。食品関連事業者等から排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的とし、食品関連事業者等が取り組むべき事項が規定されている。

■ 3R

廃棄物の発生抑制（リデュース・Reduce）、再使用（リユース・Reuse）、再生利用（リサ

イクル・Recycle) の 3 つの頭文字をとったもので循環型社会を推進していくための取り組み。

■生活排水

日常生活に伴って排出される水のこと、炊事、入浴、洗濯などから生じる生活雑排水とし尿（水洗トイレから出る排水等）を合わせたもの。

■政令市

廃棄物処理法では、政令で定める市の長に対して、都道府県知事と同様の権限（一般廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理業の許可等）を与えており、当該市域では都道府県知事は間接的な権限しか有しない。県内では和歌山市が該当する。

■措置命令

不適正な廃棄物処理によって生活環境保全上の支障が生じる、又は支障が生じるおそれがある場合に、廃棄物処理法に基づき都道府県知事（政令市にあっては政令市長）が、不適正な処理を行った者等にその除去を命ずること。命令に従わない者には、罰則が設けられている。

た行

■中間貯蔵・環境安全事業株式会社（略称：JESCO）

国の監督のもと高濃度 PCB 廃棄物の処理を行うため、100%政府出資により平成 16 年 4 月 1 日に設立された特殊会社。高濃度 PCB 廃棄物を処理することができる国内唯一の機関で、全国 5 か所に PCB 処理事業所がある。

■特別管理廃棄物

廃棄物のうち、毒性、爆発性、感染性を有するものとして廃棄物処理法施行令で定める廃棄物。（燃えやすい廃油、有害物質を含む汚泥等）

は行

■廃棄物処理センター

産業廃棄物処理施設の設置が困難となっていることや市町村において適正処理が困難な廃棄物等の実情に照らし、廃棄物の適正かつ広域的な処理の確保に資することを目的として設立された、国もしくは地方公共団体が出資した一定の法人等であって環境大臣の指定を受けたもの。廃棄物処理センターの指定を受けると財政上、税制上の支援を受けられる。

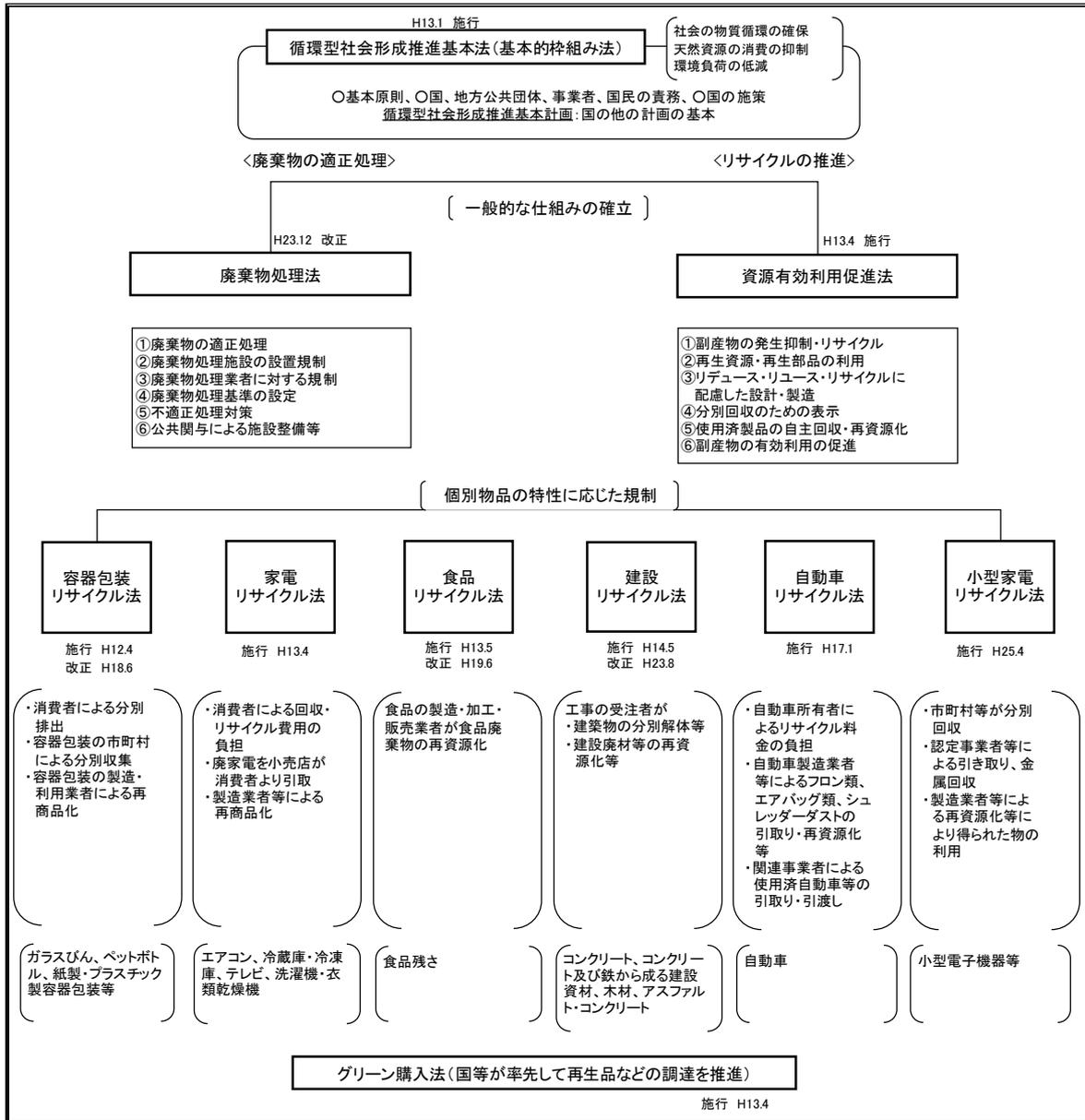
■廃棄物処理法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）が正式名称。廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定などが規定されている。

■ 廃棄物不法処理防止連絡協議会

和歌山県、和歌山県警察、和歌山市、海上保安部（和歌山・田辺）、一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会で構成する協議会。各関係機関が連携して、不法投棄の未然防止、早期発見のための環境月間パトロールの実施や必要な方策の検討を行っている。

■ 廃棄物リサイクル関係法体系



■ 排出事業者責任

生産段階で発生する環境への負荷の防止費用あるいはその除去費用を、排出者である企業が負担すべきと言う考え方。

■ PCB (ポリ塩化ビフェニル Poly Chlorinated Biphenyl)

化学的に安定で、電気絶縁性が高いことから、かつてはトランス、コンデンサの絶縁油、そ

の他熱媒体等として各種産業で利用されてきた油状の化学物質。カネミ油症事件（昭和43年）を契機としてその毒性が明らかとなり、昭和48年からPCBの製造、輸入及び新たな使用が原則禁止された。PCBの処理には高度な技術を必要とする。

■PCB 特別措置法

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）が正式名称。PCB廃棄物の保管、処分等について定めている。PCB廃棄物の保管事業者及びPCB使用製品の所有事業者は、法に定める処分期間内に適正に処理しなければならない。

■PCB 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める廃PCB等（廃PCB、廃PCBを含む廃油）、PCB汚染物（PCBを使用しているトランス類・コンデンサ類、安定器等）、PCB処理物（廃PCB又はPCB汚染物を処分するために処理したもので、基準に適合しないもの）

や行

■容器包装リサイクル法

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）が正式名称。缶やガラスびん、ペットボトル等の容器包装のリサイクルを促進するため、市町村による分別収集（消費者による分別排出）及び分別収集された容器包装の事業者による再商品化という回収・リサイクルシステムを規定している。

ら行

■リターナブルびん

中身を消費した後のガラスびんを、販売店を通じて回収し、再び中身を充填して販売する、繰り返し使用するガラスびんのこと。反対に、一度使用しただけで、再び使用できないガラスびんをワンウェイびんという。

■レアメタル

「地球上の存在量が稀であるか、技術的・経済的な理由で抽出困難な金属」のうち、工業需要が現に存在する（今後見込まれる）ため、安定供給の確保が政策的に重要であることを、鉱業審議会においてレアメタルと定義している。

わ行

■和歌山県ごみ処理広域化計画

複数の市町村が互いに連携し、ブロック単位で、効率的で広域的なごみ処理体制を構築するため県が平成11年に策定した計画。平成16年に第2次改訂が行われており、県内を7ブロックに分け、それぞれ既存施設の耐用年限に応じ計画的に施設の集約化を図ることとしている。

■和歌山県災害廃棄物処理支援要員

大規模災害時等に、被災市町村における適正かつ迅速な災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、知事が任命し、市町村へ派遣する和歌山県職員のこと。業務内容は、災害廃棄物収集・処理体制の確立支援、災害廃棄物発生状況の情報収集、廃棄物処理施設被災状況の情報収集及び災害廃棄物仮置場の設置及び運営支援である。

■和歌山県認定リサイクル製品

和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例（平成 17 年条例第 131 号）に基づき、県内廃棄物の減量化や再資源化の推進に寄与する製品として知事が認定したリサイクル製品。県では、この認定リサイクル製品の普及を促進し、循環型社会の形成につなげることをしている。